

## 公認審判員資格取得者（平成 25～27 年度）の 更新登録について（連絡）

このたび、日本バドミントン協会理事会において、「公認審判員資格登録継続のための更新手続き期間の改定について」承認され、7月に通知がまいりました。

内容：

**改定前**—各級の更新手続き可能な期間は、審判資格の有効期間が年度末（3月末）に切れて、その後の1年間

**改定後**—各級の更新手続き可能な期間は、審判資格の有効期間が年度末（3月末）に切れる、以前の1年間

（改定理由） 一般的な概念に基づく改定期間に移行するため

（施行日） 平成27年5月23日

（移行措置期間） 平成31年3月31日（平成30年度末）までは、改定された更新手続き期間を過ぎた場合でも、その後の1年間は遅延理由書を付した手続きは受け付ける。

- この改定に伴い、27年度までの資格取得者の更新手続きを今年度末までに行うこととします。移行措置期間として、更新手続き期間を過ぎた場合でも、平成30年度末までは遅延理由書を付せば認められるそうですが、原則として対象者は今年度中に手続きをお願いします。
- 今後、レディース連盟、学生連盟は各連盟で対応いただき、その他の対象者には各個人宛に通知いたしますので、確認後、手続きをお願いいたします。また、協会登録されていない方は事前に登録を済ませ登録番号を取得してください。
- 該当者—25年度に2級、3級資格取得者（新規取得者及び更新登録者）が該当で、審判登録番号（10桁の番号）が「25□□□□□□□□」となっている方です。（1級取得者の更新は今回該当がありません）
- その他、手続方法、更新登録料、提出先、登録料の支払いなどについては、従来と同様です。